

議題1

日本船舶及び船員の確保計画の 実施状況報告

外航日本船舶・日本人船員の確保状況

外航日本船舶・日本人船員確保計画の認定状況

○ 平成21年3月に10社、平成22年2月に1社を認定。

〔認定事業者名（50音順）〕 旭海運、旭タンカー、飯野海運、川崎汽船、三光汽船、商船三井、
新和海運、第一中央汽船、日正汽船、日鉄海運、日本郵船

※平成22年10月に認定事業者同士による合併により、計10社

【新和海運／日鉄海運→NSユナイテッド海運】

外航日本船舶・日本人船員確保計画 第2期（平成23年3月）の状況

項目	計画開始時	第1期実績 (H21年度)	第2期実績 (H22年度)	増減 (計画開始時→ 第2期実績)	第5期計画 (H25年度)
外航日本船舶の確保計画・実績	76.4隻	95.4隻	118.9隻	+42.5隻	161.8隻
外航日本人船員の訓練計画・実績	—	87人	120人	—	163人
うち社船実習による訓練人数		47人	56人		59人
外航日本人船員の確保計画・実績	1,072人	1,084人	1,113人	+41人	1,159人

◎ 第2期終了時においては、計画開始時点と比して外航日本船舶は42.5隻、
外航日本人船員は41人増加しているところである。

現行トン数標準税制の概要①

1. 目的

世界単一市場たる外航海運分野における国際競争が激化する中、日本船舶・日本人船員の計画的増加を図るため、世界標準とも言うべきトン数標準税制を導入している。

トン数標準税制導入国(20カ国)

ギリシャ(1939)、オランダ(1996)、ノルウェー(1996)、ドイツ(1999)、英国(2000)、デンマーク(2001)、フィンランド(2002)、アイルランド(2002)、フランス(2003)、スペイン(2003)、ベルギー(2003)、米国(2004)、韓国(2005)、イタリア(2005)、インド(2005)、リトアニア(2007)、ポーランド(2007)、**日本(2008)**、キプロス(2010)、台湾(2011)

2. 制度の概要

外航船舶運航事業者が、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度。

○ 基本方針の策定、日本船舶・船員確保計画の作成・認定

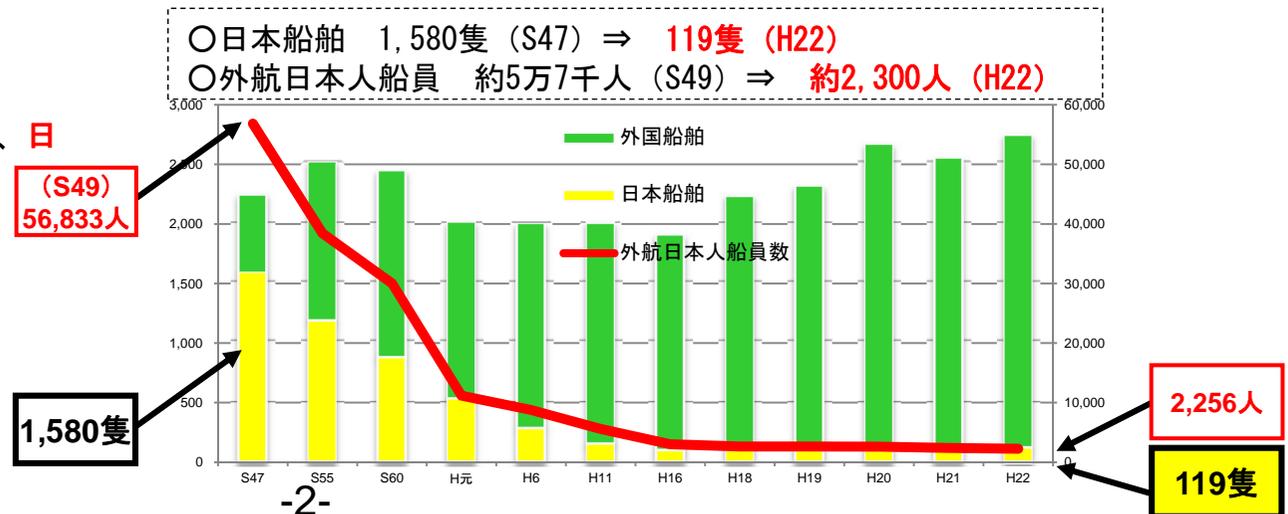
安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保又は船員の育成及び確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成・認定及び同計画に係る認定事業者に対する課税の特例。

○ 貿易量の99.7%を担う**外航海運**。

○ **世界単一市場における国際競争が激化し、日本船舶・外航日本人船員が極端に減少。**

海洋基本法の
成立(H19)
20条(海上輸送の確保)

安定的な海上輸送の
確保が国家的課題に



現行トン数標準税制の概要②

海上運送法の一部改正(平成20年) (日本船舶の確保、船員の育成及び確保のための支援)

- 日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針（国土交通大臣）
 - ・ 外航日本船舶の隻数を平成20年度からの5年間で2倍に、
 - ・ 外航日本人船員の人数を10年間で1.5倍に、増加させることを目標。



- 日本船舶・船員確保計画の作成（船舶運航事業者等）
 - ・ 日本船舶の建造等の計画、船員の確保・訓練の計画 等



- 日本船舶・船員確保計画の認定（国土交通大臣）
〔主な認定要件〕
 - ・ 計画期間（5年間）で
 - ①外航日本船舶の隻数を2倍以上に増加させる計画であること。
 - ②外航日本人船員を養成する計画であること（保有1隻につき1名以上）。
 - ③外航日本人船員が減少しない計画であること。
 - ④外航日本船舶1隻当たり外航日本人船員4人配乗できる人数を常に確保する計画であること。

3. 適切な計画遂行の担保措置

認定を受けた事業者が、正当な理由なく計画目標を達成しない場合には勧告及び認定取消を行い、認定取消の場合には減税額相当分の取戻しを実施する。

4. 海上運送法の一部改正国会審議における附帯決議

両院委員会の採決（衆議院：平成20年5月21日、参議院：同年5月29日）に際し、以下を内容とする**附帯決議**がなされている。

「一、船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制の充実等、総合的な視点から、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」

内航船員の確保状況

内航日本船舶・日本人船員確保計画の認定状況

- 平成20年3月に113社を認定して以降、平成23年4月までに延べ238社を認定。
うち、内航貨物船事業者が延べ191社、内航旅客船事業者が延べ47社。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
認定件数	113社	68社	9社	48社	238社
内航貨物	91社	54社	8社	38社	191社
内航旅客	22社	14社	1社	10社	47社
各期4月1日現在の 認定事業者数	113社	181社	190社	171社	—

内航日本船舶・日本人船員確保計画に基づく船員未経験者の採用状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合 計
船員教育機関卒業生 ※	165人	173人	154人	492人
船員教育機関卒業生以外 (うち退職自衛官)	206人 (7人)	194人 (9人)	158人 (3人)	558人 (19人)
合 計 <うち女性>	371人 <15人>	367人 <5人>	312人 <12人>	1,050人 <32人>

※ 船員教育機関卒業生とは、商船に係る教育機関の修了者をいう。 -4-

船員計画雇用促進等事業の概要

◇ 海上運送法の一部改正(平成20年)

- 日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針(国土交通大臣)
 - ・5年後、10年後にこれらの船員不足が生ずることのないよう内航船員の育成及び確保を図ることを目標とする。
- 日本船舶・船員確保計画の作成(内航海運事業者)
- 日本船舶・船員確保計画の認定(国土交通大臣)
 - [主な認定要件]
 - ・船員としての経験がない者、船員教育機関した者以外の者等について、採用及び訓練を行う計画であること。
 - ・訓練については、採用する者に応じて、資格取得のための訓練その他の必要な訓練を計画的に実施するものであること。

◇ 船員計画雇用促進等事業

海上運送法に基づき、日本船舶・船員確保計画の認定を受けた内航海運事業者が、その計画に従って、船員を計画的に雇用し、訓練する取組を支援。

内航海運事業者

支援内容: 次のいずれかの助成金を支給

新規船員資格取得促進助成金

新人船員に必要な資格(海技士や危険物取扱など)の取得費用の1/2を助成。

上限 15万円/1人

船員計画雇用促進助成金

新人船員を試行雇用(最大6ヶ月)した場合に助成。

船員教育機関卒業生 4万円×6月=24万円/1人
 その他 6万円×6月=36万円/1人

新人船員1人当たりの助成額: 最大36万円

グループ化などを実施した 内航海運事業者 ※1 への支援の重点化 (H24年度予算から実施)

零細な一杯船主がグループ化などを実施することにより、船員の計画的な確保・育成が可能

両方の助成金を支給 ※2

新人船員1人当たりの助成額:
最大51万円

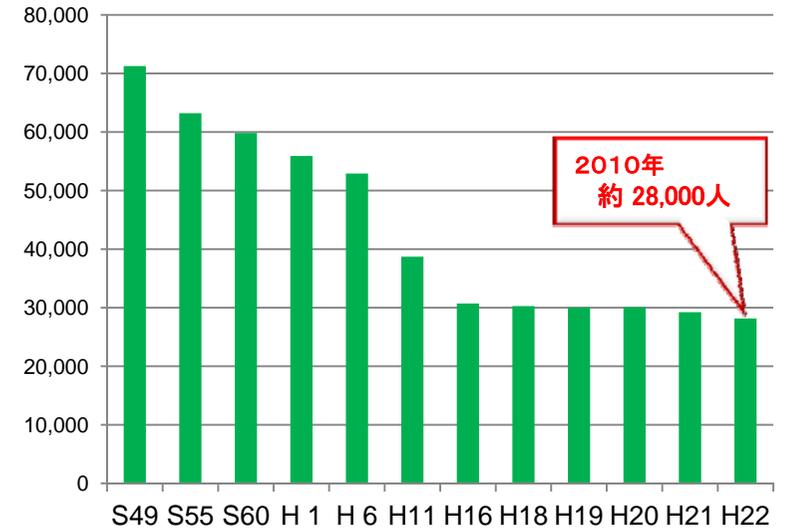
※1 : 管理船舶3隻以上又は雇用船員20人以上の内航海運事業者が対象

※2 : 次の場合に限り、両方の助成金を支給する。

新規資格取得促進助成金は、6級海技士(航海)の資格取得費用に限る。

船員計画雇用促進助成金の対象者は、船員教育機関卒業生以外の者に限る。

内航船員数の推移(平成22年10月現在)



内航船員の年齢構成

